

軽自動車検査情報市区町村提供システムについて

1 背景及び目的

軽自動車税については、平成 28 年度から経年車重課やグリーン化特例(軽課)を導入することとされましたが、現在、市区町村においては、軽自動車の初度検査年月、燃費性能や燃料の種類を確認する資料を持ち合わせておらず、平成 28 年度以降、市区町村が軽自動車税を適正に課税するためには、軽自動車の検査情報の提供を受けることが不可欠となりました。

総務省は、平成 27 年 1 月、現在自動車税の課税事務に必要な登録車の登録・検査情報を全都道府県に提供している地方公共団体情報システム機構に、自動車税の例に倣い、軽自動車の検査情報を市区町村に提供する仕組みの構築について協力依頼をおこないました。

同機構は、軽自動車の検査情報を全ての市区町村に提供することによって、市区町村の軽自動車税の適正な課税に寄与すること、全ての市区町村が加入して一括して処理を行うことによって、市区町村の軽自動車税の課税事務の負担や費用の負担の低減が図られることから、この依頼を受けて平成 27 年度から軽自動車の検査情報の市区町村への提供に必要なシステムの構築に取り組むこととし、平成 28 年度からサービスを開始することとなりました。

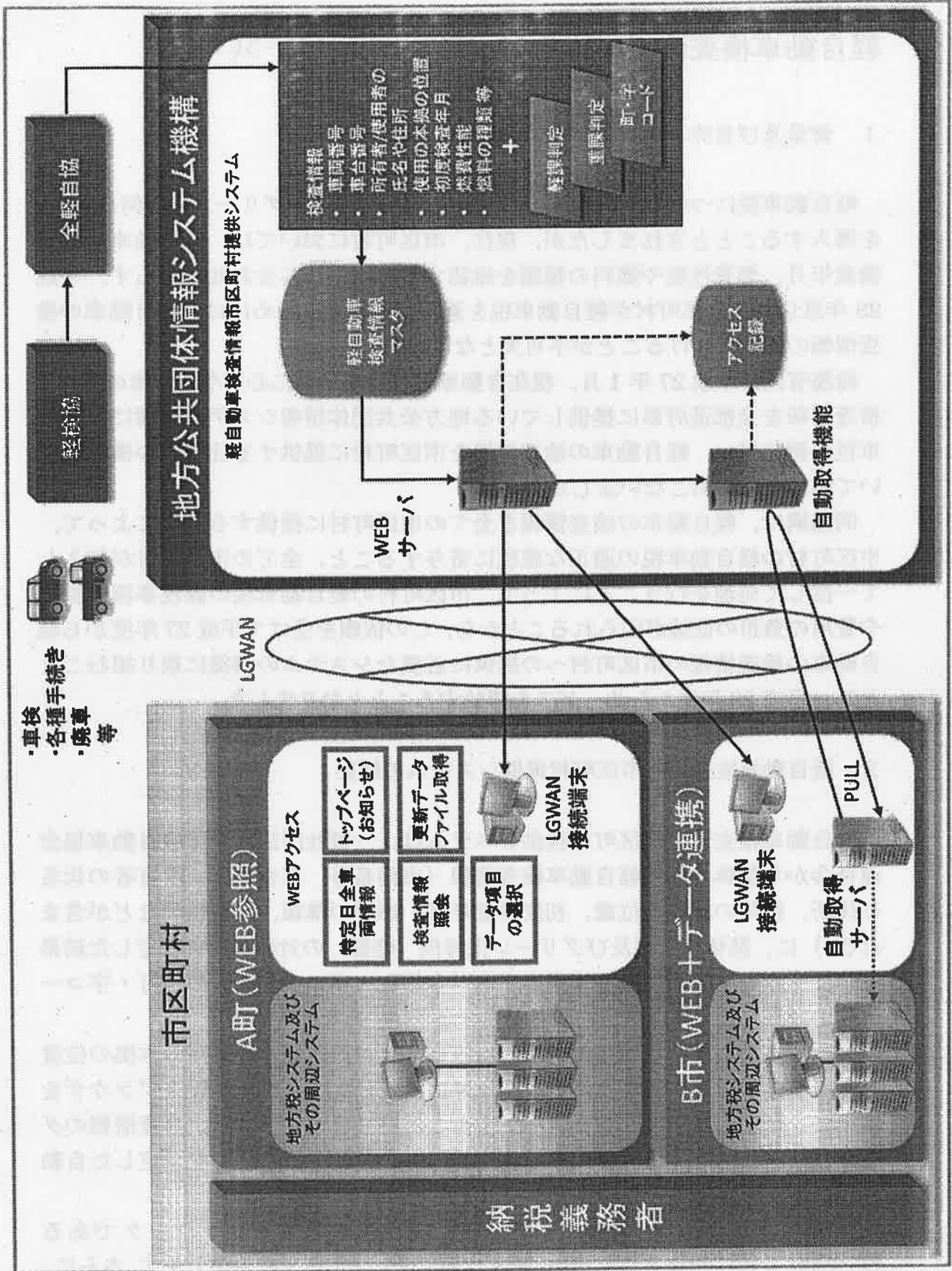
2 軽自動車検査情報市区町村提供システムの概要

軽自動車検査情報市区町村提供システムは、一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供された軽自動車検査情報(車両番号、車台番号、所有者の氏名や住所、使用の本拠の位置、初度検査年月、燃料の種類、燃費性能などが含まれる。)に、経年車重課及びグリーン化特例(軽課)の対象区分を判定した結果並びに使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」の「町・字コード」を付加したものを市区町村に提供する Web システムです。

サービスを利用する市区町村は、当該市区町村の区域内を使用の本拠の位置とする車両の検査情報について LGWAN に接続したパソコンの Web ブラウザを用いて、画面照会及びダウンロードすることができます。また、検査情報のダウンロードについては、庁内のシステムへの自動的な取り込みを想定した自動取得にも対応します。

セキュリティについては、行政専用のセキュアなネットワークである LGWAN を通信回線として用い、通信は HTTPs によって暗号化します。さらに、ダウンロードする場合には、検査情報を圧縮する際に暗号化します。サーバ等はデータセンターで稼働します。

本システムの概要図



軽自動車の検査情報の提供



平成28年度から軽自動車税に
経年車重課及びグリーン化特例
(軽課)が導入されます。

J-LISでは、平成28年度から
軽自動車税の課税事務に必要な
軽自動車の検査情報を市区町村
に提供いたします。

提供方法(予定)

平成28年4月1日から、総合行政ネット
ワーク上のJ-LISポータルサイトにおいて
Web画面で閲覧又はダウンロードできます。
(汎用性の高いデータ形式(CSV、S-JIS等)で提供します。)

専用のアプリ
ケーションは
不要です。

車 両 番 号
所 有 者 氏 名
使用の本拠の位置
初 度 検 査 年 月
○ % 軽 減 対 象 車

提供情報(予定)

軽自動車の検査情報に次の情報を加えて提供します。

- ・ 経年車重課又はグリーン化特例(軽課)の対象区分
- ・ 使用の本拠の位置等に対応する「町・字コード」※

※ 「町・字コード」とは、全国の市区町村の町・字・丁目までの最新の地名約66万件を収録した「全国町・字
ファイル」の11桁のコードです。このコードを用いることにより、容易に所在地等を判読することが可能です。

メリット

- ・ 正確な車両の情報に基づいた適正な課税ができます。
- ・ 軽自動車の新規取得、移転、転入、転出、抹消、変更、
継続検査の情報を事由発生日の夕方以降に確認できます。

お問い合わせ先

情報処理部 軽自動車検査情報提供事業準備特別チーム

Tel : 03-5214-8008 E-Mail : lmv@j-lis.go.jp URL : <https://www.j-lis.go.jp/>

軽自動車検査情報市区町村提供システムのサービス開始までのスケジュール

項目	内容	日程	平成27年			平成28年							
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
検査情報(全車両情報)の入手	平成27年9月30日現在の抹消状態を除く全ての軽自動車の検査情報を10月上旬に入手します。	H27.10月上旬					▲						
検査情報(更新情報)の入手	平成27年10月1日以降の更新情報を10月上旬から毎日入手します。	H27.10月上旬～											
検査情報の処理	検査情報に重課判定情報、軽課判定情報及び町・字コードの各情報を付加する処理を行います。	H27.10月上旬～											
第1次リリース	検査情報のダウンロード機能をリリースします。	H27.11.2							▲				
第1次リリースのテスト	軽自動車の台数が多い市区町村から、システムへのアクセス及び検査情報のダウンロードのテストを実施していただきます。	H27.11.2～ H28.3.31											
第2次リリース	全ての機能をリリースします。	H28.1.7										▲	
第2次リリースのテスト	市区町村に、全ての機能のテストを実施していただきます。	H28.1.7～ H28.3.31											
サービスの開始	本サービスを開始します。	H28.4.1											▲

軽自動車税の改正について

平成28年度以降の軽自動車税については、次のとおりになります。

1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等

平成27年度から税率の改正を実施する予定でしたが、1年延期となり平成28年度から実施されます。

車種区分		税率(年額)		
		平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	排気量50cc以下		1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下		1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下		1,600円	2,400円
	ミニカー(排気量50cc以下)		2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	二輪のもの	1,600円	2,400円
		四輪またはキャタピラのもの (排気量1,000cc以下)	2,400円	
		四輪またはキャタピラのもの (排気量1,000cc超)	3,100円	
	その他のもの(フォークリフト等)		4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	排気量125cc超250cc以下		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	排気量250cc超		4,000円	6,000円

2. 三輪・四輪の軽自動車

(1) 重課税率(平成28年度から)

平成28年度から最初の新規登録から13年を経過した軽自動車については、重課税率が導入されます。ただし電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリット自動車及び被けん引車は重課の対象から除きます。

車種区分			税率(年額)		
			平成27年3月31日までに 新規登録された車	平成27年4月1日以後に 新規登録した車	新規登録から13年を 経過した車
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※新規登録とは自動車検査証の「初度検査年月」です。

※平成28年度に重課税が適用されるのは、「初度検査年月が平成14年12月以前」の車です。

(2) 軽課税率(グリーン化特例 平成28年度のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受ける減税対象車を取得する場合に限り適用されます。

車種区分			税率(年額)		
			(ア)	(イ)	(ウ)
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物車:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物車:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。